

東北地方太平洋沖地震および長野県北部を震源とする地震の被災地域のお客さまに対する
保険料払込猶予期間等に関する特別取扱いについて

メットライフ アリコ（日本における代表者・社長：高橋和之）は、東北地方太平洋沖地震および長野県北部を震源とする地震により被災された地域にお住まいのお客さまのご契約について、保険料の払込猶予期間を延長し、ご契約を有効に継続させていただく特別取扱いを実施しております。

1. 保険料払込猶予期間の再延長

災害救助法適用地域（※）にご居住されていて被災されたご契約者さまを対象に、保険料のお払込みについては、お申し出がない場合でも、自動的に猶予期間を最大9ヶ月（2011年12月31日まで）延長いたします。

2. 保険料払込猶予期間中の保険料の払込期日に関する特別取扱い

保険料払込猶予期間経過後もご契約の継続を希望される場合には、猶予期間分の保険料を猶予期間の末日までにお払込みいただく必要があります。ただし、猶予期間末日までに猶予期間分保険料全額のお払込みが困難な場合には、2012年1月以降に保険料を継続してお払込みいただくことで、猶予期間分の保険料の払込期日を2012年10月31日まで延長させていただきます。 ※猶予期間分の保険料については分割によるお払込みも可能です。

3. 取扱いの対象契約

災害救助法適用地域（※）に居住されていて被災されたご契約者さまがご加入されているご契約で、かつ、2011年9月末日まで保険料払込猶予期間の延長を行い、その期間に通常通りの払込みをいただけないご契約。

（※）2011年(平成23年)東北地方太平洋沖地震にかかる災害救助法の適用地域(ただし、大量の帰宅困難者が発生したこと等に伴い災害救助法が適用された東京都を除く)および長野県北部の地震にかかる災害救助法の適用地域

■ 当お取扱いは2012年10月末日をもちまして終了いたしました。

以上

【お客さまからのお問い合わせ先】

電話番号 0120-881-796

*携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

受付時間 月～金 9:00-20:00 / 土 9:00-17:00 (日・祝日・年末年始 休み)